

浜松市天竜材の家百年住居る事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、浜松市の FSC 認証林から生産され、FSC-COC 認証取得事業者により浜松市内で製材・加工された天竜材（以下「FSC 認証材」という。）の地産地消を推進し、地域の森林資源の循環利用を実現するため、FSC 認証材を一定量使用して住宅を建てた建築主が実施する FSC 認証材の購入事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年3月31日浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助対象は、別表第1の条件を満たす住宅を建築する建築主（以下「補助事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助金の額)

第3条 補助金の額は別表第5のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、当該事業を実施する前において、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長が指定する者を経由して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 市税納付・納入確認同意書（様式第3号）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）

(4) 木拾い表（様式第 5 号）

(5) 請負契約書の写し

2 交付の申請を行う時期については、別表第 6 のとおりとする。

（交付の決定及び条件）

第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、交付決定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次の掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。

(2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）

をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。なお、軽微な変更とは、補助金の額の 2 割以内の減額をいう。

(3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならないこと。

(5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を 5 年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。

(7) 補助金の交付を受けた日から 5 年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。

(8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。

(9) 第 13 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第 3 項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第 18 条の 2 の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。

(10) 第 13 条第 3 項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第

18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

(変更の承認申請)

第6条 補助事業者は、前条第1項の決定を受けた補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 前項の承認の申請は、補助事業変更承認申請書（第7号様式）により行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助事業者に対し、補助金変更交付決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(財産の管理等)

第7条 補助事業者は、規則第19条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかななければならない。

(財産処分の制限)

第8条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して市長が定める期間とする。

(木材検査)

第9条 交付の決定を受けた申請者は、木材検査希望日の5営業日前までに、木材検査依頼書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長が指定する者に提出しなければならない。

(1) 建築確認通知書の写し

建築確認が不要な地区については、住宅を建築することが証明できるもの（請負契約

書等)及び建築場所を確認することができる書類(地図等)を提出すること。

(2)各階平面図(建築確認申請に使用した図面の写し)

建築確認が不要な地区については、設計図面の写しを提出すること。

(3)県産材販売管理票(第1次、第2次、第3次)

2 県産材販売管理票については、原本又は副本を検査当日に持参することも可とし、検査終了後、検査時に持参した原本又は副本、もしくはその写しを5営業日以内に市長が指定する者を經由して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前条で提出された書類を基に、別表第7により使用するFSC認証材の検査を実施する。

(補助事業の実績報告)

第10条 事業を実施した補助事業者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日まで、実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて市長が指定する者を經由して市長に報告しなければならない。

(1)上棟時の写真

ただし、使用を確約したFSC認証材(木拾い表に記載されたFSC認証材)、確認申請関係の看板で申請者の住宅と分かるもの及びのぼり旗等の掲出が確認できるものを複数枚提出することとする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を、補助事業者に対し、補助金交付確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条第2項の補助金交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、市長が定める時期までに、市長に対し、請求書(様式第12号)により補助金を請求することができる。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第11条第1項の規

定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書（第13号様式）により通知するものとする。

（加算金及び遅延損害金）

第14条 補助事業者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和5年度までの補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月14日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第5条第2項の規定は、施行日以後に第5条第1項の規定により交付の決定をした補助金について適用し、施行日前に第5条第1項の規定により交付の決定をした補助金に係る第5条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

| | |
|------|---|
| 補助条件 | <p>(1) 浜松市内に新築又は増築する自ら居住するための FSC 認証 (※) 材使用住宅とし、新築又は増築とは別表第2のとおりとすること。</p> <p>(2) 66㎡以上の居住面積を有すること。ただし、増築の場合は、増築した部分の居住面積が66㎡以上を有すること。</p> <p>(3) FSC 認証材を主要構造材（土台・柱・梁・桁・大引き・母屋・束・筋違い・間柱・根太・垂木）使用量の80%以上使用し、内装材（床・天井・内壁材）と合わせ、5㎡以上使用すること。その算出方法は、別表第3のとおりとする。主要構造材や内装材に集成材を使用する場合、FSC 認証材を原材料として市内で製造かつ加工されたものを使用すること。</p> <p>(4) 使用する FSC 認証材は、静岡県が定める「しずおか優良木材」と同等の品質基準を有していること。</p> <p>(5) 建築主から住宅の建築を請け負う業者は、浜松地域材利用促進協議会の正会員または登録会員であること。</p> <p>(6) 建築主は、建築現場を別表第4に定めるPRの場として提供すること。</p> <p>(7) 建築主は、市税を完納していること。</p> |
|------|---|

※：FSC 認証（FSC／Forest Stewardship Council：森林管理協議会）

- (1)「森林が適切に管理されているか」を、第三者機関が全世界統一の基準に沿って審査、認証するもの
- (2) 違法伐採や保護する価値の高い森林の伐採を防ぐ効果的な仕組み
- (3) それらの森林から生産された木材・木材製品へ認証ラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて持続可能な森林経営を支援する制度

※：COC 認証（COC／Chain of Custody：加工流通過程の管理）

森林管理認証森林から産出された木材等を適切に管理・加工していることを認証する制度

別表第 2（第 2 条関係）

| | |
|------------|---|
| <p>新 築</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅を新たに建築することをいう。 ・既存の建物を一旦取り壊し、同じ場所に建築する「建替え」や、売買契約をした後、建築する「売建」は新築として扱うものとする。ただし、建築済みの建物を売買する「建売」は認めないこととする。 |
| <p>増 築</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・既存の住宅に接する形で、新たに居住場所を建築することをいう。 ・既存の建物を利用して一部を建替える「改築」は認めないこととする。 |

別表第 3（第 2 条関係）

| | |
|--|--|
| <p>主要構造材 における FSC 認証材 使用量の算出方法</p> | <p>FSC 認証材を使用した主要構造材使用量の実数（m^3） \div 主要構造材の総使用量（m^3）≥ 0.8</p> |
|--|--|

別表第 4（第 2 条関係）

| | |
|---------------|--|
| <p>PR の方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・見学会などの場として提供 ・「地域材利用住宅」等の表示をしたのぼり旗等の掲出 ・広報、チラシ等への掲出 |
|---------------|--|

別表第 5（第 3 条関係）

| | |
|------------|---|
| <p>補助率</p> | <p>(1) 主要構造材及び内装材と合わせた FSC 認証材使用量 1 m^3 当たり 2 万円（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）、1 棟につき 30 万円を限度とする。</p> <p>(2) COC 認証取得工務店が建築した場合、1 棟につき 20 万円を (1) に加算する。</p> |
|------------|---|

別表第 6 (第 4 条関係)

| | | | | | | | | | | |
|--------|---------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|--------------|-------------|
| 住宅の上棟月 | 4 月 (※2) 5 月 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 (※3) |
| 受付最終日 | 4 月 末日 | 5 月 末日 | 6 月 末日 | 7 月 末日 | 8 月 末日 | 9 月 末日 | 10 月 末日 | 11 月 末日 | 12 月 28 日 | 1 月 末日 |

※ 1 : 予算がなくなり次第補助金申請の受付を終了する。COC 認証取得工務店が建築した場合の追加助成についても、同様とする。

※ 2 : 4 月の上棟日は 20 日以降とする。

※ 3 : 3 月の上棟日は 15 日までとする。

※ 4 : 各月の申請受付は末日必着とし (12 月は 28 日まで)、受付最終日が土日並びに祝祭日の場合は、その前日とする。

※ 5 : やむを得ない理由がなく 1 か月を超えて上棟月を変更した場合は、交付決定を無効とする。

別表第 7 (第 9 条関係)

| | |
|--------------|--|
| 検査方法 (現地) | ・ 検査項目は、材種、品質、寸法、強度、含水率の 5 項目について行い、静岡県が定める「しずおか優良木材」と同等の品質基準であることを確認する。 |
| | ・ FSC 認証材を利用している部材すべて (同形状の木材が複数ある場合は、その 10% 以上を抽出) に対し検査し、さらに最低 30 本以上の木材を検査することとする。・ その結果、80% 以上が合格であれば検査を合格とする。 |
| | ・ 検査に不合格だった場合は、基準を満たす木材と取替え、再度、検査を受けるものとする。 |
| 検査方法 (書類) | ・ 県産材販売管理票により、FSC 認証材であることを確認する。 |